

- の状況からみて需給が著しく均衡を失すと見込まれる年について、特定果実の生産又は出荷を行ふ者及びこれらの者の組織する団体（以下「特定果実生産者等」という。）次条の規定により指定を受けた法人並びに同条第二号に規定する法人に対する特定果実の安定的な生産及び出荷を図るための指針（以下「生産出荷安定指針」という。）を定めるものとする。
- 2 生産出荷安定指針には、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、果樹農業振興基本方針の内容に即するものでなければならない。
- 一 対象とする期間
- 二 特定果実の安定的な生産及び出荷の目標
- 三 前号の目標を達成するために必要な措置に関する基本的な事項
- 3 農林水産大臣は、生産出荷安定指針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聽かなければならない。
- 4 農林水産大臣は、生産出荷安定指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、生産出荷安定指針の変更について準用する。
- （法人の指定及び業務）
- 第四条の四 農林水産大臣は、一般社団法人又は一般財團法人であつて、次に掲げる業務を適正かつ確実に実施できると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、当該業務を全国的に実施する者として指定することができる。
- 一 特定果実の安定的な生産及び出荷の促進並びに特定果実に係る果実製品（果実を加工し又はこれを原料として製造した製品をいう。以下同じ。）の保管に関する事業を行うこと。
- 二 一般社団法人又は一般財團法人であつて、特定果実の安定的な生産及び出荷を促進するこ
- と、果実製品の原料として使用する果実を安定的に供給する生産者に対し当該果実の価格が著しく低落した場合に生産者補給金を交付することその他果実の生産及び出荷の安定に関する業務を都道府県の区域内において行うもの（以下「都道府県法人」という。）に対し、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 三 果実及び果実製品の需要の増進を図るために事業を行うこと。
- （業務実施規程の承認）
- 第四条の五 前条の規定による指定を受けた法人（以下「指定法人」という。）は、同条第一号に掲げる業務を実施しようとするときは、対象とする特定果実の種類、実施時期、実施方法その他農林水産省令で定める事項を記載した業務実施規程を作成し、農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 農林水産大臣は、前項の承認の申請に係る業務実施規程が生産出荷安定指針に適合すると認めることまでなければ、同項の承認をしてはならない。
- （事業計画の承認等）
- 第四条の六 指定法人は、毎事業年度開始前に（第四条の四の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに）、同条各号に掲げる業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 指定法人は、毎事業年度経過後三月以内に、第四条の四各号に掲げる業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。
- （監督等）
- 第四条の七 農林水産大臣は、第四条の四各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務に關し必要な報告をさせることができるものである。
- 2 農林水産大臣は、指定法人が第四条の四各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、指定法人に対し、その業務の方法の改善に關し必要な措置を採るべきことを命ぜることができる。

の状況からみて需給が著しく均衡を失すと見込まれる年について、特定果実の生産又は出荷を行ふ者及びこれらの者の組織する団体（以下「特定果実生産者等」という。）次条の規定により指定を取り消すことができる。

（勧告）

第四条の八 農林水産大臣又は都道府県知事は、第四条の三第四項の規定により生産出荷安定指針が公表されている場合において、特定果実生産者等による特定果実の生産又は出荷が、指定法人が行う第四条の四第一号に掲げる業務又は都道府県法人が行う特定果実の安定的な生産及び出荷の促進に関する業務の円滑な実施に著しく支障を及ぼしていると認めるときは、当該特定果実生産者等に對し、当該業務の実施に協力するよう必要な勧告をすることができる。

三 外国産の果実等に関する措置

第五条 政府は、外国産の果実又は果実製品の輸入によつて国内産の特定果実又は特定果実に係る果実製品の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあり、その結果、特定果実の生産又は出荷に重大な支障を与えると認められる場合は、当該外国産の果実又は果実製品の輸入に關し必要な措置を講ずる等當品につき、第四条の三から前条までに規定する措置によつてはその事態を克服することが困難であると認められるときは、当該事態を克服するため相当と認められる措置を講ずるものとする。

第五章 雑則

（果実等の生産等の状況に関する情報の提供）

第六条 国及び都道府県は、果樹農業の健全な発展並びに果実の流通及び加工の合理化に資するため、果実及び果実製品の生産・集荷・貯蔵・販売等の状況を調査し、これらに關し必要な情報を提供するよう努めるものとする。

（その他の援助措置）

第七条 国及び都道府県は、前条に規定する措置のほか、果樹園經營計画の作成及びその達成のために必要な助言及び指導、優良苗木の供給の円滑化のための援助、指定法人及び都道府県法人の業務の円滑な実施のために必要な助言、指導その他の援助その他果樹農業の振興のために必要な援助を行うよう努めるものとする。

（果樹農業振興基本方針等と果樹農業の振興に関する施策）

第七条の二 国及び都道府県は、果樹農業の振興に関する施策を実施するに當たつては、國にあつては果樹農業振興基本方針、都道府県にあつては果樹農業振興計画に即してしなければならない。

（消費の拡大及び輸出の振興）

第七条の三 国は、果樹農業の健全な発展に資するため、果実及び果実製品の消費の拡大及び輸出の振興に關し必要な施策を積極的に行なうよう努めるものとする。

（報告の徵収）

第八条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があるときは、果実又は果実製品の生産、集荷、貯蔵又は販売の事業を行なう者又はこれらの者の組織する法人から、これらのこと業に關する業務に關して、必要な報告を徵することができる。

（権限の委任）

第九条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

第十一条 第八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三七年五月一日法律第一二六号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三八年三月三〇日法律第三九号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年七月一日法律第一〇四号）抄

この法律は、改正後の第三条第一項及び第四条の規定は、昭和四十三年四月一日以後にされた果樹園經營計画の認定の請求及び当該請求に係る認定について適用し、同日前にされた果樹園經營計画の認定の請求及び当該請求に係る認定については、改正前の第三条第一項及び第四条の規定の例による。

3 昭和四十三年四月一日前にされた改正前の第三条第一項（前項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による認定の請求に係る果樹園經營計画についてした認定は、改正後の第四条の規定によりした認定とみなす。

附 則（昭和四七年五月一三〇日法律第三一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年七月五日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年四月二六日法律第二七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成九年六月二〇日法律第九六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則（平成一一年七月一六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定（公布の日（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定（公布の日）

附 則（平成一二年五月一九日法律第七七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一三年四月一一日法律第二八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一九年五月二五日法律第五八号）抄

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄

この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二三年六月二四日法律第七四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。